

独立行政法人改革等に関する分科会
第1ワーキンググループ（第1回）議事概要

1. 日 時：平成25年10月4日（金）17:30～21:05
2. 場 所：中央合同庁舎4号館12階1202会議室
3. 出席者：（委員）檜谷座長、有信委員、岡本委員、畠中委員
（事務局）行政改革推進本部事務局
（文部科学省）川上政策評価審議官、土屋科学技術・学術政策局長ほか
（国土交通省）難波大臣官房技術総括審議官、森大臣官房技術審議官ほか
4. 議 題：
 - （1）座長代理の指名
 - （2）ヒアリングの進め方について
 - （3）ヒアリング
 - （4）総括・意見交換
5. 議事概要：
 - 座長代理には、座長から岡本委員が指名された。
 - 文部科学省所管の物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、国土交通省所管の土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所からヒアリングを行った。
 - ヒアリングでの主な論点は以下のとおり。

【文部科学省】

（現行制度や運用に関する意見）

- ・ 文部科学省から以下のような考え方を提示
 - ・ 研究開発法人は国家戦略として研究開発を実施する機関であり、イノベーション創出を担う機関として重要
 - ・ 法人の長のリーダーシップによって、研究開発の特性を踏まえた世界標準の法人運営が可能となる、新たな研究開発制度の創設が必要
 - ・ 新たな法人制度は研究開発成果の最大化を第一目的とし、内閣府（科学技術担当）のが研究開発の特性を踏まえた運用を実施（独法制度の枠外に置く）
 - ・ 新制度においては、①財政規律の遵守、②国家戦略の実施機関としての位置づけの制度化、③主務大臣による臨機応変の指示、④専門的評価の実施、⑤国際競争力の高い人材の確保、を措置

- ・出席委員から、文部科学省の主張に対し、以下の点について質疑の上、文部科学省から提示された事項については、現行法の改正や運用改善等を通じ、独法制度の枠内で実現可能ではないかとの指摘
 - ・別法化することの具体的理由
 - ・独立行政法人制度で研究開発成果の最大化が図れない理由
 - ・独立行政法人制度で実現できない具体的項目

(組織見直しに関する事項)

- ・「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における5研究機関(物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所、海洋研究開発機構)の組織見直し案についての現在の考え方
- ・「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における組織見直し案(防災科学技術研究所と海洋研究開発機構の統合)についての現在の考え方
- ・研究開発分野において資金配分を行う法人(所管法人外の法人を含む)間の役割分担

【国土交通省】

- ・「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の組織見直し案についての現在の考え方
- ・「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における5研究機関(土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の組織見直し案についての現在の考え方
- ・ヒアリング対象5法人の研究内容の現状、組織の在り方

【まとめ】

- 本日の議論を踏まえ、本WGと文科省との間には見解の大きな相違があることを確認し、引き続き議論を継続することが適当とされた。
- 出席委員により意見交換を行い、引き続き各法人のヒアリングを行いつつ検討を進めることとした。

(文責：内閣官房行政改革推進本部事務局(速報版のため事後修正の可能性あり))